

宇治市選挙管理委員会告示第30号

投票管理者及び同職務代理者の選任について

平成31年4月7日執行予定の京都府議会議員一般選挙における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任します。

平成31年3月28日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

| 投票区 | 投票管理者 | | 同左の職務代理者 | |
|------|-------|-----|----------|-----|
| | 住 所 | 氏 名 | 住 所 | 氏 名 |
| 第1区 | | | | |
| 第2区 | | | | |
| 第3区 | | | | |
| 第4区 | | | | |
| 第5区 | | | | |
| 第6区 | | | | |
| 第7区 | | | | |
| 第8区 | | | | |
| 第9区 | | | | |
| 第10区 | | | | |
| 第11区 | | | | |
| 第12区 | | | | |
| 第13区 | | | | |
| 第14区 | | | | |
| 第15区 | | | | |
| 第16区 | | | | |
| 第17区 | | | | |
| 第18区 | | | | |
| 第19区 | | | | |
| 第20区 | | | | |
| 第21区 | | | | |
| 第22区 | | | | |
| 第23区 | | | | |
| 第24区 | | | | |
| 第25区 | | | | |
| 第26区 | | | | |
| 第27区 | | | | |
| 第28区 | | | | |
| 第29区 | | | | |
| 第30区 | | | | |
| 第31区 | | | | |
| 第32区 | | | | |
| 第33区 | | | | |
| 第34区 | | | | |
| 第35区 | | | | |
| 第36区 | | | | |
| 第37区 | | | | |
| 第38区 | | | | |
| 第39区 | | | | |
| 第40区 | | | | |
| 第41区 | | | | |
| 第42区 | | | | |
| 第43区 | | | | |
| 第44区 | | | | |
| 第45区 | | | | |
| 第46区 | | | | |
| 第47区 | | | | |
| 第48区 | | | | |
| 第49区 | | | | |

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第31号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併協議会設置の請求及び合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に必要な平成31年3月28日現在の選挙人名簿における選挙人の数を次のとおり定めます。

平成31年3月28日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

- 1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の50分の1の数
3,111人
- 2 地方自治法第76条、第80条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の3分の1の数
51,838人
- 3 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の6分の1の数
25,919人

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第32号

期日前投票の場所について
 平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙における期日前投票の場所を次のとおり定めます。
 平成31年3月29日

宇治市選挙管理委員会
 委員長 長谷部 松子
 京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所

(揭示済)

監 査 委 員

宇治市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。
 平成31年3月28日

宇治市監査委員
 森 真二
 松岡 ゆかり
 水谷 修

- 1 監査の結果を公表した日
 平成31年1月7日（宇治市監査委員公表第1号）
- 2 当該通知に係る事項
 次のとおり。

監査対象 建設部 住宅課
 監査期間 平成30年10月2日 ～ 同年11月21日

| | 監査結果（指摘事項） | 措置状況等（改善内容） |
|---|--|---|
| 1 | 市営住宅使用料収入状況について 滞納使用料の債権管理について、不十分な点が見受けられた。適正な管理に努められたい。 | 滞納使用料の債権管理については、監督職員から担当職員へ適時・適切に指示し、納付指導等の事務手続を遅滞なく行います。また、退去者の債権管理についても、過去の納付指導の経過等を確認し、個別に対応を進めます。 |

(揭示済)

宇治市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。
 平成31年3月28日

宇治市監査委員
 森 真二
 松岡 ゆかり
 水谷 修

- 1 監査の結果を公表した日
 平成31年2月21日（宇治市監査委員公表第2号）
- 2 当該通知に係る事項
 次のとおり。

監査対象 福祉こども部 こども福祉課
 監査期間 平成30年11月1日 ～ 同年12月21日

| | 監査結果（指摘事項） | 措置状況等（改善内容） |
|---|-------------------------------|---|
| 1 | 貸付金元利収入状況について、調定の不備が見受けられた。 | 宇治市奨学資金貸付金返還金、篤志者奨学資金貸付金返還金及びひとり親家庭等福祉生活資金貸付金返還金について、予算額調定及び事後調定となっていました。平成30年度については、既に償還開始しているものについて、直ちに未償還残高を全額調定するとともに、平成31年度からは、年度当初に前年度の未収分を繰越調定し、年度途中においても償還開始にあわせて随時調定するよう改善します。 |
| 2 | 委託料支出状況について、支出負担行為の遅れが見受けられた。 | 支出負担行為を適切な時期に行うよう、担当職員に指導を図るとともに、課内で事例報告を行い、委託料をはじめとした支出事務を行う際の注意点について周知徹底を行いました。今後は、根拠法令等に基づき適正な事務執行に努めます。 |

監査対象 福祉こども部 保育支援課
 監査期間 平成30年11月1日 ～ 同年12月21日

| | 監査結果（指摘事項） | 措置状況等（改善内容） |
|---|-------------------------------|---|
| 1 | 委託料支出状況について、支出負担行為の遅れが見受けられた。 | 支出負担行為を適切な時期に行うよう、職場内で改めて事務手続について指導を図るとともに、事務引継書にも留意点を記載し、周知徹底を行うこととしました。 |

(揭示済)

宇治市監査委員公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第11項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

平成31年3月28日

宇治市監査委員
森 真二
松岡 ゆかり
水谷 修

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

平成30年度危機管理室及び健康長寿部の財務に関する事務の執行について

第3 監査の実施期間

平成31年1月4日から同年2月18日まで

第4 監査の概要

この監査は、危機管理室並びに健康長寿部健康生きがい課及び介護保険課における事務事業のうち、主として平成30年4月1日から同年11月30日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

- 休日急病診療所使用料収入状況(健康生きがい課)
- 補助金支出状況(危機管理室、健康生きがい課、介護保険課)
- 委託料支出状況(危機管理室、健康生きがい課、介護保険課)
- 備品管理状況(危機管理室、健康生きがい課、介護保険課)

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が表現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検するなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められており、監督者の役割が重要であると考えられる。そのことをしっかり受け止めるとともに、職員一人ひとりが問題意識を持ち、それぞれの業務に生かして市民の信頼に応えられるよう要望する。

記

1 危機管理室

(1) 補助金支出状況について

特になし。

(2) 委託料支出状況について

特になし。

(3) 備品管理状況について

特になし。

2 健康生きがい課

(1) 休日急病診療所使用料収入状況について

特になし。

平成27年度の前回定期監査において、過誤納金の調定に遅れが見受けられたと指摘した点については改善されていた。

(2) 補助金支出状況について

宇治市骨髄ドナー助成事業において、宇治市補助金等交付規則の規定と齟齬が見受けられた。整理を図られたい。

(3) 委託料支出状況について

特になし。

前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

(4) 備品管理状況について

特になし。

前回定期監査等において、備品シールの貼付されていないもの等が見受けられたと指摘した点については改善されていた。

3 介護保険課

(1) 補助金支出状況について

支出負担行為等の遅れが見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。

(2) 委託料支出状況について

特になし。

(3) 備品管理状況について

特になし。

(揭示済)

宇治市監査委員公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第11項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

平成31年3月28日

宇治市監査委員
森 真二
松岡 ゆかり
水谷 修

第1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査

第2 監査の対象

- 1 工事名
神明小学校ライフライン改修他 建築工事
神明小学校ライフライン改修他 機械工事
- 2 事業担当課名
建設部施設建築課、教育部学校教育課

第3 監査の実施期間

平成30年9月3日から平成31年2月18日まで
(調査日：平成30年11月28日)

第4 監査の方法

監査対象工事について、協同組合総合技術士連合との工事技術調査業務委託に基づき技術士の派遣を求め、当該工事の設計図書及びその他の工事関係書類について審査するとともに、施工状況の良否について監査を実施した。

監査の実施に当たっては、あらかじめ担当課から監査資料の提出を求め、調査日当日は関係職員から説明を聞きながら、設計図書等の書類調査及び現場施工状況調査を行った。

第5 監査の結果

監査対象工事について、設計・積算・契約・施工管理・施工状況など、工事の技術的事項の実施態様について、書類調査及び現場施工状況調査を実施したところ、一部今後の工事に反映されたい点があったものの、総括的に良好であり、適正に執行されていた。

1 工事の概要

- (1) 工事場所
宇治市神明石塚32番地(神明小学校内)
- (2) 工事の目的
第2次学校施設整備計画に基づき、神明小学校のライフライン改修等を行い、学校施設の改善を図る。
- (3) 工事概要
・建築工事 ライフライン改修に伴う建築工事、便所改修に伴う建築工事、公共下水道接続に伴う建築工事 等
・機械工事 ライフライン改修に伴う機械工事、便所改修に伴う機械工事、公共下水道接続に伴う機械工事 等

(4) 設計業務受託者

金森一級建築設計事務所

(5) 工事請負者

- ・建築工事 株式会社 田中健建設工業
- ・機械工事 株式会社 ウチラ

(6) 事業費(契約額)

- ・建築工事 119,878,488円(税込)
- ・機械工事 112,680,000円(税込)

(7) 契約期間

平成30年6月14日から平成31年2月28日

(8) 進捗状況(平成30年11月28日時点)

両工事ともに約75%の進捗状況

2 書類調査

(1) 建築工事

問題なし。

(要望・検討事項)

- ・主たる工種の出来形管理について、照査を要する部位の計測値は設計値と対比し、記録すること。

(2) 機械工事

問題なし。

(要望・検討事項)

- ・出来形管理で使用する計測機器類について、校正記録の提出を仕様書に特記すること。
- ・施工計画書について、全建統一書式等を参考に読みやすくするとともに、安全管理計画の追記などの検討を受注者に指導すること。

3 現場施工状況調査

(1) 建築工事

安全管理状況は無事故・無災害で推移し良好。

トイレは各棟各階の色調を変えたデザインで、児童向きに楽しいトイレが演出されていた。

C棟北側の歩道内で、弁、人孔等の鉄蓋頂面の高さが路面横断勾配と不均衡の箇所があり、手直しを求める。

(2) 機械工事

環境管理について、廃棄物処理法施行規則第8条に規定の掲示板の設置を求める。

(要望・検討事項)

- ・ポンプ室について、揚水ポンプ吐出圧力計の目盛盤面の向きの改善と天井付近に配置のバルブを安全に作業が行える高さに変更すること。
- ・解体配管材料等の分別収集を推進し、建設副産物の再資源化を図ること。
- ・敷地外の喫煙場所を明確にし、工事関係者に周知すること。
- ・安全施工関連法令に定められた掲示が欠落することの無いよう受注者に指示すること。
- ・受注者のリスクアセスメントの実施を契約条項に付記するなどして、リスク回避活動を組織的、効果的に推進すること。

4 所見

本工事は児童が現場付近を通行する小学校における工事であることから、リスク排除を確実にを行い、無事故・無災害で施工されるよう要望する。

(揭示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業告示第3号

収納の事務の委託について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により、水道料金等の収納の事務を、次の私人に委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により告示します。

平成31年4月1日

宇治市長 山本 正

1 受託者の所在地及び名称

東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号

地銀ネットワークサービス株式会社

東京都中央区日本橋一丁目1番1号

国分グローサーズチェーン株式会社

東京都港区港南1丁目8番27号

株式会社しんきん情報サービス

北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地

株式会社セイコーマート

東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブンイレブン・ジャパン

東京都港区芝浦三丁目1番21号

株式会社ファミリーマート

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

株式会社ポプラ

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1

ミニストップ株式会社

東京都千代田区岩本町3丁目10番1号

山崎製パン株式会社

東京都品川区大崎1丁目11番2号

株式会社ローソン

2 委託事務

上水道料金及び下水道使用料の収納(現金の収納に限る。)

3 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(揭示済)

宇治市上下水道事業告示第4号

宇治市上下水道事業収納取扱金融機関の名称変更について

宇治市上下水道事業収納取扱金融機関の事務取扱を次のとおり変更したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の2第3項の規定により告示します。

平成31年4月1日

宇治市長 山本 正

1 変更前の名称

株式会社関西アーバン銀行

2 変更後の名称

株式会社関西みらい銀行

3 変更の期日

平成31年4月1日

(揭示済)